懲戒処分等の公表

令和５年６月16日

令和５年６月15日付けで、職員の懲戒処分を行ったので、懲戒処分等の公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

１　被処分者　　住民福祉部門　主査　（52歳・男性）
　　※本件事案については、異動前の都市環境部門在籍中の事案である。

２　処分の内容　　減給10分の１　３箇月

３　処分年月日　　令和５年６月15日

４　事案の概要

令和４年度の町営住宅に係る修繕等の支払い事務において、複数の事業者からの支払催促により、多額の支払の遅延が生じていることが発覚し、その原因は未決裁のまま修繕等業務を発注したことに加え、関係書類の処理を迅速に行なわず、放置したことによるものであった。また、本件内部調査の過程において、町営住宅火災共済保険加入申込に関する未決裁の書類への公印の無断使用があることも発覚した。

このことにより、事業者をはじめ、町営住宅居住者等、多くの方に多大な迷惑をかけたほか、町の事務処理に対する信用を著しく損ねることになった。

このことは、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、第33条「信用失墜行為の禁止」等に抵触するため、同法第29条第１項の規定に基づき懲戒処分とした。

※本件処分に併せて管理監督者（所属課長・リーダー）については、管理監督責任を問い、同日付で訓告とした。

【問い合わせ】
長泉町行政課　行政庶務チーム　加藤和則　　電話番号　９８９－５５００